ネーミングライツパートナー優先交渉権者選定手順及び審査基準

1　ネーミングライツパートナー優先交渉権者の選定手順

(1) 応募資格等の事前確認

応募資格等の事前確認を行います。

(2) 君津市ネーミングライツ審査委員会による審査

応募資格等が妥当である場合、君津市ネーミングライツ審査委員会にて、「愛称案」、「適格性」、「付帯提案」の審査・採点を行い、事務局算定の「応募金額」の得点を合算した合計点を基に優先交渉権者の選定を行います。

2　応募資格等の事前確認方法

(1) 応募資格

応募者より提出された書類を基に、応募者及び愛称案が『君津市ネーミングライツ導入ガイドライン』、『君津市ネーミングライツ事業実施要綱』、『君津市広告掲載に関する要綱』及び『君津市広告掲載基準』を満たしているか確認を行います。

(2) 経営の安定性判断基準

下記の項目を基準に可否を総合的に判断します。

番号	指標名	内容	計算式	判断基準
1	流動比率	企業の支払い能力を判断するための指標	流動比率（%）＝流動資産÷流動負債×１００	概ね１００%以上
2	当座比率	企業の短時間における支払い能力を判断するための指標	当座比率（%）＝当座資産÷流動負債×１００	概ね１００%以上
3	自己資本比率	企業の安全性を判断するための指標	自己資本比率（%）＝自己資本÷総資本×１００	概ね１５%以上
4	固定比率	長期的な観点から企業の債務返済能力を分析する指標	固定比率（%）＝固定資産÷自己資本×１００	概ね１００%以下
5	固定長期適合率		固定長期適合率（%）＝固定資産÷（自己資本＋固定負債）×１００	概ね１００%以下

※君津市建設工事等入札参加資格者名簿登録事業者については、審査を省略する

3　君津市ネーミングライツ審査委員会

(1) 審査基準（審査項目及び配点等）

各審査委員は、下記審査基準を基に審査・採点を行います。

	評価項目	評価基準	配点	算定基準	備考
1	愛称案	・市民にとって親しみやすいか、わかりやすいか。 ・施設の設置目的やイメージと整合しているか。	２０	A　優れている　２０点 B　やや優れている　１５点 C　普通　１０点 D　やや劣っている　５点 E　劣っている　１点	各委員が採点した点数の平均値を得点とする。（小数点以下切捨て）
2	適格性	・経営状況は安定しているか。 ・市内に本社・支店・工場等を有しているか。 ・君津市への地域貢献等、市と関わりがあるか（提出書類から読み取れるか）。	２０	A　優れている　２０点 B　やや優れている　１５点 C　普通　１０点 D　やや劣っている　５点 E　劣っている　１点	
3	付帯提案	・付帯提案があれば、その内容が市民の利益となるか。	１０	A　優れている　１０点 B　やや優れている　７点 C　普通　５点 D　やや劣っている　３点 E　劣っている　１点	
4	応募金額（年額）	・応募金額（年額）が最高の者を１位として 50 点を付与。２位以下は、その応募金額を１位の応募金額で除して算出した率を 50 点に乗じた得点（小数点以下第１位を切捨て）。 ・応募条件が金銭ではなく、物品・役務の提供の場合は、提供する物品・役務の価格・数量・回数・規模等を根拠に事務局で換算し、得点を算出する。	５０	50 点×応募金額/最高応募金額＝得点（小数点以下切捨て）	事務局算定

※１～３の各評価項目について問題ないと判断した場合「C　普通」を基準として選択する。判断については各委員の主観的判断で行う。

※３について、付帯提案がない場合は０点とする。

審査委員の得点と、事務局で算定した得点を合算し、最高得点獲得者を決定します。最高得点獲得者の合計得点が最低基準点（70 点）以上の場合、優先交渉権者として選定します。
※応募者が一者のみの場合についても同様の手順で審査を行い、合計得点が最低基準点（70 点）以上の場合、優先交渉権者として選定します。

最高得点獲得者が複数いる場合は、「適格性」の得点が高い応募者を優先交渉権者とし、更に同じ得点の場合は、「応募金額」の高い応募者を優先交渉権者とします。それでも同じ得点となる場合は、審査基準に基づいて総合的に判断し、市長が優先交渉権者を決定します。

※ 優先交渉権者と契約締結に向けた協議を行い、契約に至らなかった場合には次点の応募者を優先交渉権者とします。

(2) 最低基準点の設定根拠について

＜応募金額＞

応募者が複数である場合、応募金額（年額）が最高の者には満点（50 点）が付与されます。また、応募者が一者であった場合も、応募金額が最低応募金額を超えていれば、応募者には満点（50 点）が付与されます。このことから、50 点とします。

＜愛称案＞及び＜適格性＞

上記２項目について、審査委員は「Ｃ　普通」を基準として審査を行うため、10 点とします。（計 20 点）

以上を合計すると 70 点となるため、最低基準点を 70 点に設定します。
※「付帯提案」は任意での提案となるため含みません。

(3) 審査結果の通知

審査後、全ての応募者に対し、「君津市ネーミングライツ事業審査結果通知書」を送付するとともに、優先交渉権者を市のホームページ等で発表し

ます。

(4) その他

本審査基準に定めるもののほか、審査委員会について必要な事項は市長が別に定めます。